

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号  
氏 名 河津造園株式会社  
代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 平成31年（2019年）3月26日  
許可の有効年月日 令和 6年（2024年）3月25日

### 1. 事業の範囲

中間処理業（破碎）  
産業廃棄物の種類  
木くず 以上1種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

種類 : 移動式破碎施設  
保管場所 : 熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1334番1  
設置年月日 : 平成25年10月7日  
処理能力 : 456t/日（8時間）  
許可年月日 : 平成25年10月7日  
許可番号 : 佐賀県指令25循環第5号

### 3. 許可の条件

排出事業場敷地内での作業に限る。 以下余白

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成31年 3月26日 更新許可  
令和 3年 4月19日 変更届 代表者の変更 以下余白

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有